相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区榴岡二丁目三番地六、最後の住所仙台市太白区富沢字寺城一一番地の四　仙台富沢病院　被相続人　亡　五十嵐巖夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

仙台市青葉区中江一丁目二〇番一〇号

相続財産管理人　司法書士　沖田　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市藤木字甲新藤木四三番地、最後の住所秋田県横手市横手町字下飛瀬二四〇番地　被相続人　亡　飛沢　信彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

秋田県湯沢市字祝田一四一番地一

相続財産管理人　大山幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡明和町南大島町一六五番地、最後の住所群馬県館林市栄町九番一号　被相続人　亡　森尻　泰司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

群馬県館林市大街道一丁目一一番五号

相続財産管理人　弁護士　新藤　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市森三四三番地三、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　京増　松一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号

羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所静岡県熱海市伊豆山七一七番地の一養護老人ホーム熱海伊豆海の郷　被相続人　亡　金　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

静岡県沼津市吉田町二五番二号浜ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高原　博美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍ブラジル連邦共和国、最後の住所愛知県岡崎市羽根西新町二番地一シティ岡崎駅五〇四　被相続人　亡　白石マギダこと　シロイシ　マギダ　エリアニ　ロザ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

愛知県岡崎市康生通南三丁目一一番地岡崎東ビル二階

相続財産管理人　弁護士　牧　亮治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区西大池二丁目一番地、最後の住所滋賀県野洲市栄三九番二号　被相続人　亡　橋部　勝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

滋賀県大津市中央二―四―二八錦ビル二階

平柿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平柿　完治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市北之庄町一〇七八番地、最後の住所滋賀県近江八幡市北之庄町三九九番地一九　被相続人　亡　奥野　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

事務所滋賀県彦根市船町二番一三号大沢船町ビル二階たちばな法律事務所

相続財産管理人　弁護士　見當　正晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区東寺尾六丁目一〇四九番地三、最後の住所大阪市北区大淀中一丁目一一番四―九〇九号　被相続人　亡　田中　隆晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階

相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市新浜町一丁目五番、最後の住所徳島県徳島市新浜町一丁目五番三三号　被相続人　亡　鉄野　吾郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

徳島県徳島市新蔵町一丁目七四番地

相続財産管理人　弁護士　**眞鍋**　直敬

前払式割賦販売業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第二項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式割賦販売業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　ユーザーサービス株式会社

②　代表者の氏名　伊敷　幸敏

③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　沖縄県那覇市泊一丁目六番地四号

④　その他の営業所の名称及び住所　那覇営業所　沖縄県那覇市泊一丁目六番地四号、コザ営業所　沖縄県沖縄市安慶田一―三―八、名護営業所　沖縄県名護市大南二―五―一二、糸満営業所　沖縄県糸満市糸満五三七、宮古営業所　沖縄県宮古島市平良西里七九一、八重山営業所　沖縄県石垣市新栄町一六―三

二、当該前払式割賦販売業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日

許可の年月日　昭和五十年六月三十日

許可の失効年月日　平成二十七年九月二十四日

三、当該前払式割賦販売業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額

営業保証金の額　四〇〇、〇〇〇円

前受業務保証金の額　五、九一八、六二〇円

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を沖縄総合事務局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十八年一月二十八日

沖縄県那覇市泊一丁目六番地四号

ユーザーサービス株式会社

代表取締役社長　伊敷　幸敏

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年一月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は株式会社電通規約型確定給付企業年金が承継しております。

平成二十八年一月二十八日

東京都中央区銀座七丁目四番一七号

電通企業年金基金

清算人　村井　伸